

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和5年4月19日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2200166 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300001 号

第 1　結論

- 1　請求者の A 事業所における平成 20 年 12 月 15 日の標準賞与額を 16 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 12 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成 20 年 12 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2　請求者の A 事業所における平成 20 年 12 月 15 日の標準賞与額を 16 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 12 月 15 日の訂正後の標準賞与額（上記第 1 の 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2　請求の要旨等

- 1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 50 年生
住　　　所　：

- 2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成20年12月15日

私は、A 事業所から請求期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間の賞与を記録してほしい。

第 3　判断の理由

- 1　A 事業所から提出された請求者に係る平成 20 年分の源泉徴収簿、事業所の回答、複数の先例事案の同僚に係る源泉徴収簿及び金融機関の預金取引明細表により、請求者は請求期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額から、16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、上記源泉徴収簿及び事業所の回答により、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額よりも高額であることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間の標準賞与額は、16 万 4,000 円に訂正することが必要である。

請求期間の訂正後の標準賞与額（上記第 3 の 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2200145 号

厚生局事案番号　：　東北（国）第 2300001 号

第 1　結論

昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 39 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月まで

私は、A 県 B 市役所 C 課の窓口において、平成 3 年 2 月 8 日に初めて国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料 8 万 4,700 円を現金一括で納付したはずだが、私の年金記録では請求期間が未納期間となっているので、記録を訂正してほしい。

第 3　判断の理由

請求者は、平成 3 年 2 月 8 日に初めて国民年金の加入手続きを行った旨陳述しているが、請求者に係る B 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、昭和 63 年 5 月 16 日の国民年金被保険者資格の取得、平成元年 4 月 10 日の同資格の喪失、平成 3 年 2 月 8 日の同資格の取得に係る届出年月日は、いずれも同年 3 月 8 日となっていることから、請求者が国民年金の加入手続きを行ったのは同日であることが確認できる。

また、請求者は、前述の国民年金の加入手続きを行った際に、B 市役所 C 課の窓口において請求期間の国民年金保険料を現金で納付した旨陳述しているが、当該加入手続きを行った時点で、請求期間のうち昭和 63 年 5 月から平成元年 1 月までの期間の国民年金保険料は、制度上、徴収する権利が時効により消滅していることから納付することはできず、同年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料は、過年度保険料となり納付が可能であるが、現年度保険料のみを扱う市町村において過年度保険料を納付することはできない上、同市も時効消滅した国民年金保険料及び過年度保険料の収納は行っていない旨回答していることから、請求者が請求期間の国民年金保険

料を納付することはできない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付した際、領収書は発行されず、B市役所の職員が請求者のオレンジ色の年金手帳に平成3年2月8日と納付年月日を記入したが、当該年金手帳は災害で消失した旨陳述しているところ、年金手帳の国民年金のページには、国民年金被保険者資格の取得及び喪失年月日を記載する欄はあるが、国民年金保険料の納付年月日を記載する欄はない。また、請求者は、当該オレンジ色の年金手帳の記載内容を請求者の妹が覚えている上、当該年金手帳の写しをねんきん特別便の回答と一緒に送付した旨陳述しているが、当該年金手帳の厚生年金保険のページにD県及びB市の事業所名が記載され、その下の行に国民年金という文字と平成3年頃の日付が記入されていたとする妹の陳述からは、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付した事実はいかがえず、日本年金機構は、当該年金手帳の写しについて確認することができない旨回答していることから、当該年金手帳の記載内容を確認することができない。

加えて、請求者に係る平成3年の所得等について、B市役所に市民税課税資料の保存状況を、E税務署に確定申告書の保存状況を照会したが、いずれの担当者も、保存期限を経過しているため保存していない旨陳述している。また、請求者は、自営業を行っていた実家ではF商工会議所に確定申告を依頼していたとしており、同商工会議所の担当者は、保存期限の7年を経過した資料は事業所に返却し、災害より前の資料は災害で消失した旨陳述しており、平成3年の確定申告に関する資料を確認することができないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付した事実を確認することができない。

また、請求者に係るB市の国民年金検認記録カードによると、請求期間は空欄となっており、国民年金被保険者名簿（CSVデータ）によると、請求期間は未納となっている上、請求者は氏名を読み間違われることがある旨陳述していることから、社会保険オンラインシステムにより請求者が挙げた複数の読み方について氏名検索を行ったが、請求者に該当すると思われる記録は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料をB市役所の職員が横領したとも考えられる旨陳述しているが、同市は、これまでに国民年金保険料を横領した事案及び類似する事案は発生していない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2200158 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 2300002 号

第1 結論

請求期間①から④までの各期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 43 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
② 平成 4 年 9 月から平成 5 年 3 月まで
③ 平成 8 年 4 月から平成 10 年 3 月まで
④ 平成 14 年 4 月から平成 17 年 3 月まで

国の記録によると、請求期間①から④までの各期間の国民年金保険料は未納期間と記録されているが、請求期間①については昭和 63 年 4 月又は同年 5 月頃に、請求期間②から④までの各期間のうち、施設に収容されていた期間は施設から出た後に、また、施設に収容されていなかった期間はその年の 3 月又は同 4 月に、A 市役所において自分で国民年金保険料の免除申請手続きを行っていたので、請求期間①から④までの各期間を全額免除期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、昭和 63 年 4 月又は同年 5 月頃に A 市役所において国民年金保険料の免除申請手続きを行った旨陳述しているところ、免除申請手続きを行うためには、国民年金の加入手続きを行い国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、日本年金機構が管理する年金情報総合管理・照合システムによると、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者が B 町（現在は、C 町）に住所を有していた平成元年 2 月 20 日に払い出されていることが確認できる。

一方、請求者に対して平成元年 2 月 20 日に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性も考えられるが、年金情報総合管理・照合システムによる国民年金払出簿の検索及び社会保険オンラインシ

システムによる請求者の氏名で検索を行っても、請求者に対して平成元年2月20日に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間①に係る国民年金保険料の免除申請手続は行われていないと考えられる。

また、請求者が請求期間①に係る国民年金保険料の免除申請手続を行ったとするA市は、請求者に係る国民年金関係書類受付処理簿等の資料は保存期限経過のため保管していない旨回答している上、C町は、請求者に係る国民年金保険料の免除申請に関する資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求者が請求期間①に係る国民年金保険料の免除申請を行ったことを確認することができない。

さらに、A市を管轄する日本年金機構D年金事務所及びC町を管轄する日本年金機構E年金事務所は、請求期間①に係る国民年金保険料免除申請書等の資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求者が請求期間①に係る国民年金保険料の免除申請を行ったことを確認することができない。

2 請求期間②について、請求者は、施設から出た後にA市役所で国民年金保険料の免除申請手続を行った旨陳述しているが、F施設の回答によると、請求者は、平成4年9月16日から平成6年3月9日までの期間は施設に収容されていたことが確認でき、請求期間②において国民年金保険料の免除が対象となるのは、制度上、免除申請のあった日の属する月の前月からとされていたことから、請求期間②に係る国民年金保険料の免除申請は、当該収容期間直後の同年3月10日以降に行うことはできない。

3 請求期間③について、請求者は、平成8年4月から平成9年3月までの期間に係る免除申請手続は平成8年3月又は同年4月に、同年4月から平成10年3月までの期間に係る免除申請手続は平成9年3月又は同年4月にA市役所でそれぞれ国民年金保険料の免除申請手続を行った旨陳述しているところ、F施設の回答によると、請求者は、平成10年2月26日から平成11年3月9日までの期間は施設に収容されていた期間であり、請求期間③のうち平成8年4月1日から平成10年2月25日までの期間は施設に収容されていない期間であることが確認できることから、請求者の陳述する期間において免除申請手続をすることは可能である。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者について、「不在決定年月 平9. 2」、「不在判明年月 平10. 4」と記録されており、請求期間③のうち平成9年2月から平成10年3月までの期間は請求者の所在が確認できなかったことから、請求者は、当該期間において国民年金保険料の納付及び免除の対象となる国民年金被保険者として管理されておらず、当該期間において国民年金保険料の免除申請手続を行っていないことがうかがえる。

また、請求者が請求期間③に係る国民年金保険料の免除申請手続を行ったとする

A市は、請求者に係る国民年金関係書類受付処理簿等の資料は保存期限経過のため保管していない旨回答している上、オンライン記録によると、請求者は、請求期間③の一部期間を含む平成9年1月15日から平成11年3月10日までの期間は、G町に住所を有していた記録が確認できることから同町に照会したところ、同町は、請求者に係る国民年金関係書類受付処理簿等の資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求者が請求期間③に係る国民年金保険料の免除申請を行ったことを確認することができない。

さらに、A市及びG町を管轄するD年金事務所は、平成14年より以前の資料は廃棄しており、請求期間③に係る国民年金保険料免除申請書等の資料はない旨回答していることから、請求者が請求期間③に係る国民年金保険料の免除申請を行ったことを確認することができない。

- 4 請求期間④のうち平成15年4月から平成17年3月までの期間について、請求者は、施設から出た後の平成16年9月以降にA市役所で国民年金保険料の免除申請手続を行った旨陳述している。

しかしながら、平成15年4月から平成16年3月までの期間の免除申請については、D年金事務所からA市役所が平成15年10月1日に受け付けた請求者に係る国民年金保険料免除申請書（全額・半額）（以下「平成15年度免除申請書」という。）が提出されたが、D年金事務所から提出された平成15年度免除申請書返戻一覧表（所得未申告者）には、請求者から提出された免除申請書を平成15年11月4日に返戻した旨の記載はあるが再提出年月日の記載はない上、平成15年度免除申請書によると、「市町村確認欄」の「被保険者」欄及び「世帯主分」欄に記載がなく、市町村長の確認印もないことから、平成15年度免除申請書は提出されていたが、免除審査の対象となる所得の申告がされていないため、当該免除申請書は、請求者に返戻したがその後再提出した事実は確認できない。

また、請求期間④のうち、平成16年4月から平成17年3月までの期間の免除申請については、D年金事務所からA市役所が平成16年10月12日に受け付けた請求者に係る国民年金保険料免除申請書（全額・半額）（以下「平成16年度免除申請書」という。）が提出されたが、D年金事務所から提出されたA市に係る平成16年度国民年金保険料免除申請書受付処理送付連名簿によると、請求者の「処理経過」欄のうち「承認却下」欄の「却」に○印が付いており、「承認期間」欄の記載はなく、「(却下) 年月日」欄に「16. 11. 12」と記載されていることが確認できる上、平成16年度免除申請書によると、「*審査結果」欄の「却下(理由)」欄に「○」と記載されていることから、請求期間④のうち平成16年4月から平成17年3月までの期間に係る平成16年度免除申請書は提出されていたが、当該期間の国民年金保険料は免除申請が却下されたことが確認できる。

- 5 請求期間①から④までの各期間について、A市役所の担当者は、住民税課税資料

を提供できるのは平成 30 年度以降のものであり、それ以前は保存期間経過のため保管していない旨陳述している上、請求期間①について、C 町役場の担当者は、平成 17 年 10 月以降の住民税課税資料を保存しているが、それ以前の資料は保存期間経過のため保管していない旨陳述しており、請求期間③について、G 町は、住民税課税資料の保管期限は 10 年であり、それ以前の資料は保管期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求者に係る免除審査の対象となる所得が確認できず、請求期間①から③までの各期間及び請求期間④のうち平成 14 年 4 月から平成 16 年 3 月までの期間において、請求者の国民年金保険料が全額免除され得る所得状況にあったか否かを確認することができない。

また、国民年金保険料の免除申請が行われた場合、その承認又は却下の決定は社会保険事務所（当時）において行われ、その決定内容を国民年金保険料免除承認通知書等により、被保険者に通知する取扱いとなっているところ、請求者は、請求期間①から④までの各期間に係る当該通知書を所持していないため、請求者が請求期間①から④までの各期間において、国民年金保険料の免除が承認されていたとする事情も見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①から④までの各期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求期間①から④までの各期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの各期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2200144 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300002 号

第 1　結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 40 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　昭和 61 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A 社に昭和 61 年 9 月 30 日まで勤務し、雇用保険被保険者離職票における同社の離職年月日は同日となっているのに厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同月 29 日となっているのはおかしい。雇用保険被保険者離職票等の資料を提出するので、当該喪失年月日を同年 10 月 1 日に訂正し、年金記録を回復してほしい。

第 3　判断の理由

請求者から提出された雇用保険被保険者離職票－ 2（以下「離職票」という。）によると、請求者に係る A 社の離職年月日は昭和 61 年 9 月 30 日であることが確認でき、請求者から提出された雇用保険受給資格者証及び請求者の雇用保険被保険者の記録によると、請求者は、同社において昭和 60 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得し、昭和 61 年 9 月 30 日に離職したことが確認できることから、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことが認められるが、請求者は、請求期間を含む同年 8 月分及び同年 9 月分の給与が同社から支払われなかった旨陳述している。

一方、請求者は、前述の未払賃金について B 労働基準監督署に対して相談をした旨陳述しており、請求者から当該相談の際に入手したとして、同監督署が当該相談に係る対応の一環として A 社から徴取した同社の従業員に対する請求期間を含む未払賃金に関する誓約書（以下「誓約書」という。）並びに昭和 61 年 8 月分及び同年 9 月分の給与支給表（控）（以下「給与支給表」という。）が提出された。

また、給与支給表の昭和 61 年 9 月分により確認できる支給額計は、離職票によ

り確認できる賃金支払対象期間が同年9月1日から同月30日の離職日までの賃金額15万2,250円と一致することから、当該支給額計は、A社から請求者に支払うべき、請求期間の給与を含む最終の給与であると判断でき、当該給与支給表には厚生年金保険料控除額の記載が確認できる上、当該給与支給表により確認できる差引支給額13万2,485円は、誓約書に記載された請求者の同月分の未払賃金額と一致することから、誓約書に記載された未払賃金額は給与支給表を基に算出されたと推認できる。

しかしながら、B労働基準監督署は、未払賃金に関する資料は保存期間を超過しているため保管しておらず、誓約書に記載された請求者の未払賃金が、その後支払われたか否かを判断するのは困難である旨回答している上、オンライン記録によると、A社は、昭和61年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る閉鎖登記簿の謄本によると、同社は、昭和62年10月*日に破産宣告を受け、平成4年12月*日に費用不足による破産廃止決定が確定し、同社の代表取締役はオンライン記録により死亡していることが確認できることから、同社及び当該代表取締役に対し、誓約書に記載された請求者に係る未払賃金の支払について照会することができない。

また、上記閉鎖登記簿の謄本に記載されている役員のうち、オンライン記録により所在が判明した一人に文書照会を行ったところ、当該役員は、請求者に係る請求期間の資料を保管しておらず、誓約書に記載された請求者に係る未払賃金が支払われたかどうか知らない旨回答している上、請求者が、A社の債権者集会に出席したとする弁護士に文書照会を行ったところ、当該弁護士は、同社の破産管財人に就いていたとするデータが残っており債権者集会に出席したと推測されるが、相当古い事件で既に資料は廃棄済みであり、誓約書に記載された請求者に係る未払賃金の支払について覚えていない旨回答していることから、誓約書に記載された請求者の未払賃金が支払われたかどうか確認することができない。

さらに、請求者は、誓約書に記載された未払賃金額は最終的に支払われなかった旨陳述している上、誓約書に氏名の記載が確認できる請求者を除く8人のうち所在が判明した7人に文書照会を行ったところ、回答のあった6人全員が、誓約書に記載された未払賃金は支払われていない旨回答している。

厚生年金保険法第84条第1項には「事業主は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料を報酬から控除することができる」と規定されており、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項の規定に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が厚生年金保険法第84条第1項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があることが前提であるが、これまでに述べた事情を踏まえると、請求者に係る請求期間の給与

は、A社の事業主から支払われていないと判断でき、当該給与から厚生年金保険料が控除された事実があったとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項に該当しないと認められるため、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、前述の請求者に係る雇用保険被保険者の記録等からは、請求期間において、請求者の勤務形態が被保険者要件を満たさない形態に変更された事情はうかがえず、請求期間と厚生年金保険被保険者記録がある期間の勤務形態の同質性、継続性が認められるものの、給与支給表は2か月分のみであり、離職票に記載された賃金額の基となる資料はなく、ほかに請求期間の標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる期間の報酬月額を確認する資料はないことから、請求期間の標準報酬月額を設定することができない。このため、請求期間について、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録訂正を行うことはできない。